

<学会報告>

IFRSs 導入後を見据えた会計教育

Teaching IFRS Judgments

来栖 正利*

Masatoshi Kurusu

抄 録：本稿は国際財務報告基準（IFRSs: International Financial Reporting Standards）の本格的な導入後を見据えた会計教育を扱ったワークショップの内容を紹介する。具体的には、連結財務諸表を適切に読み解く際、今後ますます求められる能力と思われる「判断力（judgments）」の改善を指向した会計教育について言及した Schipper の報告内容を（1）継続企業の問題、（2）連結方針の問題、そして（3）測定問題を例に挙げて、紹介する。

キーワード：会計教育、判断力、国際財務報告基準（IFRSs）

I. はじめに

本稿は国際財務報告基準（IFRSs: International Financial Reporting Standards）の本格的な導入後を見据えた会計教育を扱った CPE ワークショップ（Continuing Professional Education）の内容を紹介する¹⁾。とりわけ、本稿が取り上げるのは、連結財務諸表を適切に読み解く際、今後ますます求められる能力と思われる「判断力（judgments）」の改善を指向した会計教育について言及した Schipper の報告内容である。

期間損益計算を適正に行い、それを適切に開示することが資本提供者の適切な意思決定の支援に貢献すると一般的に主張されている。この主張は、経営者の価値判断があらゆる意味において正しくかつそれを財務諸表数値が適切に反映しているということを仮定している。しかしながら、この主張は、経営者の価値判断の適切さのみならず、それを財務諸表数値にどの程度反映されているかという点を所与にしていると思われる。

Schipper の主張は前述の二つの点に着目している。ある財務報告基準に準拠して算定した財務数値そのものの妥当性を問うべきであることを Schipper は主張した。加えて、与えられた財務報告基準を選択する経営者の意図を考慮した上で、財務数値の適切な読み取り能力の改善を指向した会計教育を行うべきであると Schipper は論じた。この主張が財務諸表を作成する経営者の行為

に注目しているという意味で、斬新なそれと筆者（来栖）は思う。

現行の財務報告基準の不備を指摘するだけでなく、常に不完全な情報であり続ける財務諸表数値から、経営者のバイアスの理解とともに「情報」を抽出する能力の養成を強調する Schipper の主張は、単なる財務諸表分析の能力改善を主張する教育論とは一線を画している。財務諸表分析を分析ツールではなく、経営者の行為を理解する手段の一つと考える Schipper の主張は、今後の会計教育を考える上で有益な示唆を与えてくれる。

以上のような問題意識と意義に基づく本稿の構成は次の通りである。まず、会計科目の担当者の視点に基づいて、「判断力」の改善を指向する会計教育を施すために必要な一般事項をまとめる。次に、財務諸表を分析かつ評価する視点に基づいて、公表された財務諸表数値から経営者の価値判断も読み解く必要と有用性を、三つの参考例に基づいて述べる。そして、筆者の全般的なコメントを述べ、本稿を終えることにする。

II. 判断力を要する項目

連結財務諸表の適切な理解に要する判断力の改善に資する会計教育を提供するために必要なことは、まず、会計科目担当者の視点を明確に特定しておくことである。(1) 対象学生 (MBA (Master of Business Administration) の大学院学生、修士課程の大学院学生、または学部学生)、(2) 教育水準 (初級、中級、または上級であるか否かという点と財務諸表数値の分析なのか評価なのか)、そして (3) 教育内容 (IFRSs だけを扱うのか否か) を明確にすることは上記目的を達成するための条件である。

次に、連結財務諸表を作成する際に問われる項目は二つである。(A) 事業内容の性質 (the nature of the commercial arrangement) の適切な理解である。(B) IFRSs の適用範囲の正確な理解である。どの指針を適用して連結財務諸表を作成すべきなのかを適切に理解することが会計科目担当者には必要である。なお、IASB (International Accounting Standards Board) が公表した概念フレームワークを使用している、他の会計基準設定主体の適用指針を参考にすることは適切な連結財務諸表の作成に資する。

そして、ある財務会計基準の適用方法に関して会計科目担当者が考慮すべきことは次の点である。連結財務諸表を作成する際、ある財務会計基準の適用を巡って必要とした情報が何であったのかを読み取ることは、連結財務諸表作成者の判断力根拠の適切さを理解するために必要である。具体的には、認識問題 (タイミングの適切さ)、測定問題 (用いた基準 [時価か公平価値か] の適切さ)、そして開示問題 (分類または表示) である。

他方、連結財務諸表の分析または利用を念頭において会計科目を教授する際に、会計科目担当者が注意すべき項目は次の点である。連結財務諸表を作成する際、(a) どの指針を連結財務諸表作成者は適用したのか、(b) 当該指針をどのように適用しているのか、また (c) なぜ当該指針な

のかという点を連結財務諸表の利用者は確認しておく必要がある。これらの点を確認することは次の二つの点に役立つ。

まず、適用された指針が連結財務諸表作成者に求めた判断力を評価することに役立つ。連結財務諸表作成の判断力を裏付けている根拠の妥当性を評価することによって、連結財務諸表作成が開示した財務諸表数値および/または見積値の妥当性を評価できる。加えて、適用指針に選択の余地がある場合、連結財務諸表作成者がどの指針を、なぜ選択したのか、そしてこの選択がどの程度、比較可能性に影響を与えるのかを理解することに役立つ。

そして、連結財務諸表または脚注に反映されている、説明されるべき取引の性質を適切に理解することが必要である。取引内容の不適切な理解に基づいて不適切な会計指針を適用して連結財務諸表を作成した場合、開示されている財務諸表数値が企業実体をゆがめている可能性がある。このゆがんだ財務諸表数値が経営者の自由裁量の行使に起因するのか否かを判断することは、連結財務諸表から適切な情報を読み取るために必要なことである。

Schipper が提示した会計教育を施す際に注意すべき項目は、連結財務諸表作成者またはその利用者の視点に基づいて明確に区別することが困難な項目である。そうであるにも関わらず、これらの項目に共通している基本的な考えは、報告実体 (an reporting entity) の資産と負債を明確に区別し、その上で期間損益計算を実施すべきという考えである。純資産の増減を適切に算定かつ開示する連結財務諸表は利害関係者の経済的意思決定に資する。

財務諸表数値を作成する際、連結財務諸表作者の判断が何に依拠しているのかを理解し、今後提供すべき会計学教育に対する指針を Schipper は提示した。参考例は三つである。(1) 継続企業の原則、(2) 連結方針、そして (3) 測定問題である。連結財務諸表作成者の判断力に着目した連結財務諸表の分析または評価を通じて、当該作成者の行為を理解する能力の改善を Schipper が求めていると解釈できるだろう。

1. 参考例 a – 継続企業

IASB が公表した継続企業の原則 (Going Concern) の内容を確認しておこう。報告実体が行っている通常の事業活動が予測可能な将来にわたって継続すると仮定して、当該報告実体の連結財務諸表を経営者は作成する。なお、事業継続を意図的に止め、清算を行う場合、またはそれに代わる代替措置をとらない場合、当該理由の開示に加えて、継続企業を前提としない基準に基づいて連結財務諸表を経営者は作成しなければならない。

連結財務諸表を作成する際、継続企業の仮定を置くことが適切か否かを評価する場合、経営者は貸借対照表日後から少なくとも1年間にわたる将来についての入手できるさまざまな情報を経営者は状況に応じて考慮しなければならない。例えば、当期および次期以降の収益性や借り換えを含む負債の返済計画等の要因を考慮することは、継続企業の仮定を置くことの適否を評価する

有用な要因といえるだろう [IASB (2006, pars.20-21)]。

Schipper は継続企業の原則の適用例として Austrian Airlines が開示した注記情報をとりあげた。買収の経緯の概略は次の通りである。Lufthansa は Austrian Airlines の発行済み株式のうち 41.56% を約 3 億 6,600 万ユーロで Austrian Government から買い取ることに合意した。その際、Lufthansa は Austrian Government が提供する 5 億ユーロの補助金 (grant) の提供を条件とした。Austrian Airlines の他の株主は Lufthansa の買収に合意した。

なお、Lufthansa は、期限内までに Austrian Airlines の株式の買い取りが完了できない場合、当該合意を解消する可能性を示唆していた。これは Austrian Airlines に対して Austrian Government が行ったつなぎ融資の適否に関する欧州委員会の調査実施を加味したものである。Austrian Airlines への政府補助に対する欧州委員会の承認の確認に基づいて、Lufthansa は Austrian Airlines の買収を完了した。以上の経緯を踏まえて、Austrian Airlines の経営者が開示した、継続企業の原則に対する判断力の内容をまとめてみよう。

連結財務諸表作成者の視点とその利用者の視点とが全く異なるという点を理解することが重要であると Schipper は強調した²⁾。Austrian Airlines の連結財務諸表を作成する際、経営者が依拠した判断力と見積もりをまとめると次のようになる。まず、監査済み財務諸表ではなく、適用可能な範囲で経営者の意見表明 (Management Discussion) である、次に、収益性、流動性、そして返済能力である、そして、資金調達手段の利用可能性である。

他方、連結財務諸表の利用者が報告実体 (Austrian Airlines) の当期および/または次期以降の業績を評価するために、連結財務諸表とその他の情報の活用例を述べたい。(A) Austrian Airlines の経営環境を理解するために、連結財務諸表を熟読する。(B) プレス・リリース等を活用して、Austrian Airlines の経営環境に関する理解を深める。そして、(C) 欧州委員会の調査結果を分析し、今後の成り行きに対する予測をたてる。

2. 参考例 2 - 連結方針

連結方針が生み出す判断力を要する問題は親会社が別の会社をどのように支配しているのかという問題である。ここで「支配」とは、実体が行う諸活動が生み出す便益を得るために、そのパワーを行使して当該実体の財務及び経営方針を統治するパワーのことをいう。このパワーが存在するには次の条件を満たす場合である。親会社が (1) 過半数の議決権を保有している、(2) 同意に基づいて実体を統治している、または (3) 過半数の役員を派遣できる。

なお、判断力を必要とするある会社の支配が及ぶ可能性が高いと推測できる会社との関係は (親) 会社が別の会社の潜在的な議決権を保有している場合である。これは別の会社が発行した転換社債を保有している場合、将来の転換権行使に基づいて、(親) 会社が当該会社を持ち分の所有に基づいて連結対象にする可能性がある。このような場合をあらかじめ想定し、当該会社に対

する（親）会社の影響が連結損益計算に与える影響を判断する必要がある。

連結方針が重要事項である理由は、連結対象に含めることが親会社の支配に基づいてすべての資産を開示することと同時に関連する債務を計上することを意図するからである。親会社の株主は当該実体が生み出す利得と損失をすべて享受する。この享受は当該実体の資産、債務、そして経営活動の成果が連結対象になるか否かとは無関係である。このことを勘案した上で、当該株主の懸念事項は次の通りである。

それは親会社の傘下にある実体すべてが生み出している利得と損失、そしてこれらの実体の経営活動の成果を把握できない限り、当該企業の株主であることの価値（株式保有の価値）とリスクを適切に評価できないことである。言い換えるならば、親会社の株主が抱く懸念事項は連結対象にない、つまり、オフバランス・シートの状態にある実体が生み出している損失を適切に評価できないということである。

連結方針の解釈をとりわけ困難にしている理由は、親会社の支配が有効になる場合があり得るからである。例えば、A社（親会社）はC社の発行済み株式の43%（過半数ではないということ）を所有し、残りは無数の株主が所有している。A社はC社の実質的な経営者を任命すると同時に役員も多くを任命できる。A社は直近の株主総会で過半数の議決権を獲得した。これは実質的な支配を連結損益計算書に反映できないことを示す一つの事例になる。

NokiaとSiemensとがNokia Siemens Networksを作った事例もまた判断力の必要が生じる事例である。NokiaとSiemensはそれぞれNokia Siemens Networksを50%ずつ所有する。Nokiaは主要な執行役員と取締役会を構成する取締役の過半数を任命できる³⁾。以上のような支配状況を勘案すれば、Nokia Siemens NetworksがNokiaの連結対象であるものの、連結損益計算に与える影響を適切に測定するには判断力を要する。

上述の事例が生じている状況で、IASB（2008）は公開草案を公表し、連結方針の改定を行っている。改定内容の概要は持分の所有率に着目して支配の程度を判断するだけでなく、投資収益を生み出すように実体の活動に影響を与えることができる場合も含める。「支配」することの意味は持分の実質的な過半数所有だけでなく、委任状争奪戦等に基づいて、特定の実体（親会社）が獲得した議決権の所有比率の程度も含めるということである。

3. 参考例3－測定問題

公平価値を測定するには、しばしば測定者の見積りに依存しなければならない。このことは開示された財務数値の質の程度を判断する機会を生む。測定対象物が同一であっても、その価格が異なることに起因して調整を必要とする場合、調整を行う程度に関して判断力が必要となる。他方、モーゲージ・サービスの価値が金利の影響を受ける返済スピードによって増減する。これは当該価値が予測に基づいて算定されることを意味する。

上述に基づいて、会計測定の質を決定する要因を列挙すれば次の通りになる。(1) 会計測定を行うために依拠する指針の詳細さは算定される測定問題の深刻さを決める。したがって、測定目的を項目毎に詳細に明示することが当該問題の緩和に資する。(2) 市場で利用できる指標を明示し、適切な使用に基づいて測定を行うことは判断力の必要性を減らす⁴⁾。(3) 測定方法に関する会計担当者の専門知識の程度は適切な公平価値の算定に影響を与える。

以上を踏まえて、Schipper は二つの課題を示した。まず、実質的な測定を困難にする事業の特性の理解である。これは事業内容に基づいて適切な測定方法を選択し、質の高い公平価値の算定が可能な能力の改善を求めたものと理解できる。そして、一定ではあり得ない会計上の要求に見合うように会計測定がどの程度の許容度を持つべきかという問題である。厳密な測定ではなく現実即した公平妥当な会計測定を指向しているものと思われる。

Ⅲ. コメント

IFRSs の公表に基づく財務会計基準の収斂問題の今までの一連の活動を踏まえて、今回の CPE ワークショップに関する筆者のコメントを述べたい。財務報告基準を世界各国の統一基準にすることを指向しながら、主要な会計基準設定主体が模索し続けているように筆者は感じている。例えば、公平価値による評価を前面に打ち出しながら、その評価方法の詳細を明確に提示していない/し得ない現状は筆者の印象を裏付けていると解釈できる。

加えて、筆者の印象を強化する事例を指摘すれば、筆者が毎年定期的に参加している CPE ワークショップにおいて、きわめて基本的/根本的な問題提起がなされ続けているのである。(1) 資産または負債とは何か、(2) 資産または負債の価値は増減するのか。もし増減するならば、それぞれの価値をどのように測定すべきか、またその理由は何か。いずれかの価値の増減をもたらした事象を考慮すれば、どのタイミングで測定すべきか、その理由は何か。

資産または負債を巡る定義づけ、認識問題、そして測定問題は Schipper のみならず、本ワークショップの第五報告者である Barth も取り上げている。なお、Barth は毎年のようにラウンドテーブルやセミナー等の機会を通じて、上記のテーマに基づいた実証研究の実施を強調している。二人の視点がアメリカで承認された財務会計基準か IFRSs かという二者択一に終始する覇権争いの域を超えた視点に基づいていると筆者は思っている。

Schipper または Barth の視点に対する筆者の推測が説得力を持つ場合、二人が同じ趣旨のことをなぜ主張し続けるのかという点に着目することは、会計学研究の行く末を読み解く有用なヒントになる。実証分析を指向する有力な会計学者である二人が概念の再定義の検討を喚起する問題提起を、なぜこれほど強力で主張し続けているのか。会計基準設定主体の一員であった二人の発言の真意を探究する研究は、貢献度の高い研究になるだろう。

IV. むすび

本稿の目的は、Schipper が行った CPE ワークショップの内容を紹介し、筆者のコメントを述べることである。ある会計手続きを使用して算定した会計（財務）数値そのものが有用であると筆者（来栖）は考えていない。むしろ、(1) 財務諸表を公表した企業の「情報」を、どの程度、適切に保持しているのか、(2) 当該「情報」が投資家のニーズをどの程度満たしているのかという点が公表された会計数値の有用性に影響を与えるだろう [来栖 (2009, p.212)]。

しかしながら、企業が保有する（金融）資産の価値と当該企業が生み出す将来キャッシュ・フローを投資家が判断しなければならない程度の情報しか企業に開示を要求しないならば、そのような会計には改善の余地があると Kaplan et al. (2009) は批判する。この批判は、かかる目的を果たす際、投資家に判断を求めない情報を開示することが投資家のニーズを最も満たすということを示唆する。

投資家のニーズである資産の価値と将来キャッシュ・フローを予測するために有用な情報を公平価値の開示に求める Kaplan et al. (2009) の主張は、会計情報そのものが投資家に適切な意思決定を教えるかのごとく考えているように思われる。言うまでもなく、開示された情報は投資家に行うべき意思決定を教えることをしない。開示された情報に基づいて、どの程度適切な意思決定ができるか否かは投資家の解釈および判断の能力に依存する。

経営者という肩書きを持つ人間であれ、投資家と称する人間であれ、誰も将来を見通す能力を持ち得ない。とすれば、資産の価値と将来キャッシュ・フローを予測するために利用されることを想定して開示された情報から、どの程度、これらの「実績値」との乖離が少ない「見積値」を見積もることができるかは、投資家の財務諸表の読み取り能力に依存する。この点は Schipper の言葉に基づけば、投資家の「判断力」にかかわることだろう。

財務会計に関する知識がある程度以上の水準で備わっていることを前提とすれば、財務諸表の分析を通じて読み取る情報に基づいて、適切な意思決定を行うために必要な能力は適切な意思決定を実施できる「行動力」である。そのさい、その行動力の巧拙は意思決定者の判断力の精度の影響を受ける。したがって、財務会計の知識を駆使した判断力を改善するために有効な方法が実践教育に加えて、会計理論を熟知した上での論理的な思考力であると筆者は考えている。この能力の改善に資する会計教育に着目した Schipper の提言はきわめて手堅い会計教育の実施を提唱していると思われる。

注)

- 1) ワークショップの開催日時等は次の通りである。開催日は 2009 年 8 月 1 日である。開催時間は 13:00 から 17:00 までである。タイトルは CPE Session #14 “IFRS Teaching and Research” であり、司会を Mary E. Barth (Professor of Accounting, Stanford University and a former member of IASB) が行った。報告者と論

題はそれぞれ次の通りである。

- 第一報告者：Michael Wells (Director, IFRS Education Initiative, IASC Foundation) , “A Framework for Teaching IFRSs and Myths, Mysteries, and Misconceptions.”
- 第二報告者：Donna L. Street (Professor of Accounting, University of Dayton and President of IAAER) , “IFRS Curriculum Development and IFRS Resources.”
- 第三報告者：Katherine Schipper (Professor of Accounting, Duke University and a former member of FASB) , “Teaching IFRS Judgments.”
- 第四報告者：Paul Munter (Partner, KPMG) , “IFRS Training.”
- 第五報告者：Mary E. Barth, “IFRS Research.”

- 2) Schipper が提示した、Austrian Airlines の継続企業の原則に関する注記情報は次の通りである [Austrian Airlines (2008, pp.103 and 149)]。

The going-concern principle

The preparation of the consolidated financial statements has been based on the going-concern principle. This means that the Group assumes its ability to continue normal business operations in the foreseeable future, to commercially realise its assets and pay off its liabilities.

Due to the signing of the contractual agreements on 5.12.2008 to transfer to the Lufthansa Group the shareholding in the Austrian Airlines Group held by the state holding company ÖIAG, the implementation of which depends on several pre-requisites being fulfilled, such as the approval of the EU Commission and the carrying out of measures by the previous majority shareholder ÖIAG and the Lufthansa Group as the new majority shareholder designed to strengthen the liquidity and share capital of the Austrian Airlines Group, the pre-requisites provide the basis for a positive going concern opinion, due to the fact that no information is currently available to the management of the company about any circumstances which could forestall or impede the fulfilment of the contractual agreements. Accordingly, the company is operating on the assumption that additional capital resources will be made available to the Austrian Airlines Group upon fulfilment of the contractual agreements.

On the basis of the urgent need on the part of the Austrian Airlines Group for additional liquidity, and the current difficult situation prevailing on financial markets, which does not enable the company to take advantage of alternative financing options, the Republic of Austria notified the European Commission on 19.12.2008 concerning rescue aid in the form of government-backed bridge financing for the Austrian Airlines Group. The government assistance was formally approved by the European Commission on 19.1.2009. In implementing the government-backed bridge financing, an Austrian bank granted the Austrian Airlines Group a line of credit amounting to EUR 200m, for which ÖIAG has provided security. Of this line of credit, a total of EUR 113.0 can be withdrawn pursuant to a pre-defined schedule before 30.6.2009. Any further drawing upon this credit facility above the amount of EUR 113.0m requires the explicit approval of Lufthansa and ÖIAG. Two unscheduled withdrawals from this line of credit were carried out in the period January-March 2009.

42 » Subsequent events after the balance sheet date

On 2.2.2009, Lufthansa formally submitted a voluntary offer to all shareholders of Austrian Airlines (with the exception of ÖIAG) pursuant to § 10 Takeover Act to obtain control of the company in accordance with § 25a Takeover Act by acquiring up to 48,468,147 no par bearer shares of Austrian Airlines. The takeover offer was formally submitted by Lufthansa to the Board of Management and the Chairman of the Supervisory Board of Austrian Airlines in accordance with § 11 (2) Takeover Act, and published on 27.2.2009 in the newspaper “Wiener Zeitung” as well as on the Website of Lufthansa. In accordance with § 11 (3) Takeover Act, the Board of Management informed the works council representatives of the takeover offer and distributed the relevant takeover documents to them. On the basis of the takeover offer made by Lufthansa as contained in the conceptual proposal presented to the Board of Management, the Board of Management added its mandatory comments to the offer pursuant to § 14 Takeover Act and recommended acceptance of the takeover offer by the shareholders of Austrian Airlines. The Supervisory Board of Austrian Airlines examined the draft takeover offer and made a declaration about the takeover offer in accordance with § 14 (1) Takeover Act, in which the Supervisory Board concurred with the opinion of the Board of Management and recommended the acceptance of the takeover offer submitted by Lufthansa by the shareholders of Austrian Airlines. The statements made by the Board of Management and the Supervisory Board of Austrian Airlines were examined by Deloitte Wirtschaftsprüfungs GmbH as the authorised expert pursuant to § 13 Takeover Act, and the legality of these statements was confirmed within the context of its expert report. Details on the statements made by the Board of Management and the Supervisory Board of Austrian Airlines pertaining to the takeover offer submitted by Lufthansa as well as the expert report were published in the Wiener Zeitung. The entire texts of the various documents concerning the takeover offer were published on the Website of Austrian Airlines.

Alfred Ötsch, Chief Executive Officer of Austrian Airlines AG since 1.5.2006, resigned his position on the Board of Management as at 31.1.2009. His responsibilities were divided among COO Peter Malanik and CCO Andreas Bierwirth, with the approval of the Supervisory Board.

On 19.2.2009, the Board of Management of Austrian Airlines published a notice of loss in accordance with § 83 Austrian Stock Corporation Act, in which the monthly reporting for January 2009, based on the preliminary financial statements set up according to the Austrian accounting principles as at 31.12.2008, determined a cumulative loss on the part of the Austrian Airlines Group as at 31.1.2009 amounting to half of the company’s total issued share capital. For this reason, the Annual General Meeting originally scheduled for 15.5.2009 will be moved forward to an earlier date, namely on 14.4.2009.

Due to the accelerated decline in demand and corresponding drop in sales, additional measures were initiated to secure earnings, such as further production cutbacks as well as cost savings measures in respect to personnel and material expenses as a means of compensating on the cost side for the loss of earnings caused by the market crisis.

- 3) Nokia, 2007, 8. Acquisition, *Annual Report*, pp.23-24.

- 4) Schipper が列挙したのは、金利、前払いのペース、債務不履行率、交換率、商品価格、資産価格（社債、株式、金融商品）、そして社債の格付けである。

<引用文献・参考文献>

Austrian Airlines, 2008, *We Are Austrian*, Austrian Airlines Group Annual Report.

Damant, David, 2009, Letters: Fair Value Accounting is only Part of the Answer, *Financial Times*, (August, 25, 2009).

International Accounting Standards Board (IASB) , 2006, Exposure Draft of Proposed Amendments to IAS 1 Presentation of Financial Statements - *A Revised Presentation* -, London, UK:, IASB.

-----, 2008, ED10 *Consolidated Financial Statements*, Exposure Draft, London, UK:, IASB.

Kaplan, Robert, Robert Merton, and Scott Richard, 2009, Disclosure the Fair Value of Complex Securities, *Financial Times*, (August, 18, 2009) .

来栖正利、2009、「書評」、『流通科学大学論集-流通・経営編-』、第22巻、第1号、pp.205-216。

Macey-Dare, Rupert, 2009, Letters: Contentious Steps towards Fair Value Disclosure, *Financial Times*, (August 21, 2009) .

Nokia, 2007, *Nokia in 2007*, Annual Report.